⑵　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。

⑶　文部科学省又は筑波大学において管工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が1,100点（特定ＪＶの構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、820点）以上であること。

⑷　文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に対し、平成19年度以降に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がないこと。

⑸　平成10年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす新営機械設備工事を施工した実績を有すること。（特定ＪＶの構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

①　単体又は特定ＪＶの代表者　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造（複合を含む）地上５階建以上かつ延べ面積4,000㎡以上の研究施設、実験施設、病院

②　特定ＪＶの代表者以外の構成員　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造（複合を含む）地上３階建以上かつ延べ面積3,000㎡以上の研究施設、実験施設、病院

⑹　特定ＪＶの構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の管工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められた場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

⑺　特定ＪＶでの参加の場合の構成員の数は、２社とする。

⑻　特定ＪＶの結成方法は、自主結成とすること。

⑼　特定ＪＶの構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

⑽　特定ＪＶの代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とすること。

⑾　単体又は特定ＪＶの代表者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（技術士法による第２次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とするものに限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」又は上下水道部門に係るものとするものに限る。）の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

②　平成10年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造（複合を含む）地上５階建以上かつ延べ面積3,000㎡以上の研究施設、実験施設、病院の新営工事の施工の経験を有する者であること。（特定ＪＶの構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

④　特定ＪＶの場合の代表者以外の構成員については、①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。なお、監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

⑿　技術提案書の提出期限の日から開札の時までに競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

⒀　１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。

⒁　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⒂　「工事全般の施工計画」が適切であること。

⒃　警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法

①　入札参加者は、「技術提案書等」及び「価格」をもって入札に参加し、次の㋐、㋑の要件に該当する者のうち、下記⑵④によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

②　①において、評価値の最も高い者が２人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とする。「加算点」は最高30点とし、技術提案書等の内容に応じ与える。

②　「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示した標準案により入札に参加する（技術提案は行わない）場合は、「工事全般の施工計画」に関してのみ、加算点を算出し与える。

③　「加算点」の算出方法は、下記⑶①及び②の評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計が最高の者に30点を与える。それ以外の者については、各評価項目の合計評価点数に応じて按分した点数を加算点とする。「不適切（欠格）」の評価を受けた者については、入札の参加は認められない。

④　価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と③によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

⑶　評価項目　本工事における評価項目は以下のとおりとする（詳細は入札説明書による。）。

①　「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」

②　「工事全般の施工計画」

⑷　受注者の責により、採用された「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び提案した「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、指名停止措置を行うものとする。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒305―8577 茨城県つくば市天王台１―１―１　筑波大学施設部施設企画課（工事経理）　電話029―853―2281

⑵　入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法　平成25年10月31日（木）から平成25年11月25日（月）まで　文部科学省電子入札ホームページ（http://portal.bid.mext.go.jp/）よりダウンロードすること。入札説明書等の交付に当たっては無料とする。また、図面等の交付に当たっては、入札説明書に同封する図面等購入申込書に従って購入するものとする。この場合においては、実費（約8,000円）により交付する。

⑶　申請書及び資料の提出期間、提出場所及び提出方法　平成25年11月１日（金）から平成25年11月25日（月）午後５時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は上記３⑴に持参すること。（郵送による提出は認めない。）